

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第１項の規定に基づき、佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第６３号）第４条第１項第４号に掲げるなまこ漁業につき、佐賀県漁業調整規則第１１条第１項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めましたので、お知らせします。

１ 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
なまこ漁業(特認)	次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線により囲まれた海面のうちの佐賀県玄海海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。 ア 佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識 イ 佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識と唐津市相賀崎を結んだ直線と、唐津市高島南東端と福岡県糸島市志摩姫島を結んだ直線との交点 ウ 唐津市高島南東端 エ 唐津市東唐津「旧唐津シーサイドホテル東館」西角 （北緯33度26分54.41秒・東経129度59分25.87秒）	１０月１日から ３月３１日まで	制限なし	１０人	① 操業区域に接続する共同漁業権を有する地区（唐津市浜玉町、唐津市高島又は満島のいずれかの地区）において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 ③ 佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第６３号）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者 ④ 適切な資源管理を実践できる者 ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

２ 許可又は起業の認可を申請すべき期間

・令和８年８月３日から令和８年８月３１日まで
